

中小企業製造物責任制度対策協議会

「中小企業PL保険制度」約款集

生産物賠償責任保険（中小企業製造物責任制度対策協議会用）

PA

本制度に加入できる方は、中小企業基本法に定められている中小企業者のうち、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）のいずれかの傘下団体に属する方に限られます。これらの3団体の傘下団体を脱退し、保険加入期間開始日時時点で非会員となった場合は、この保険には加入できませんので、必ず加入者証に記載の取扱代理店までご通知の上、必要な契約手続きを実施していただきますよう宜しくお願いいたします。

賠償責任保険普通保険約款

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について法律上の損害賠償責任を負担すること（以下「保険事故」といいます。）によって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当会社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

①法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

②争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

③損害防止軽減費用

第12条（事故の発生）（1）③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合（④に規定する場合を除きます。）において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

④緊急措置費用

第12条（1）③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いまは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

⑤協力費用

第13条（損害賠償請求解決のための協力）（1）の規定に基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第3条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。

損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
売上高	保険期間中に被保険者が販売または提供する商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険期間中に被保険者が完成させる工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険期間中に被保険者が労働の対価として被用者に支払う税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険期間中に施設に入場する利用者の総数をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第4条（責任の限度）

- 当会社は、法律上の損害賠償金については、1回の事故について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。
- 当会社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

- 当会社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

第5条（保険責任の始期および終期）

- 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- （1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)の事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が事故による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が(2)の規定による解除の原因を知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、当社は、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

第7条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒ぎようまたは労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

第8条（保険金を支払わない場合）

当社は、特約を付帯した場合を除き、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

第9条（調査）

- (1) 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第10条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実の発生によって賠償増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知

をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、第19条の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第12条（事故の発生）

- (1) 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。
- ① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当社に書面により通知すること。
 - ② 他の保険契約等のある無および内容（既他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を遅滞なく当社に書面により通知すること。
 - ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講ずること。
 - ④ あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当社の承認を得る必要はありません。
 - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当社に通知すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①、②または⑤に規定する義務に違反したときは、それによって当社が被った損害の額
 - ② (1)③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
 - ③ (1)④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第13条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の協力の要求に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険料の精算）

- (1) 保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対

する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。

- (2) 当社は、保険期間中および保険契約の終了後1年間に限り、保険契約者または被保険者の書類のうち保険料を算出するために必要と認めるものをいつでも閲覧することができます。
- (3) (1) および(2)の書類に基づいて算出された保険料(保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料とします。)と当社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に請求しまたは返還します。

第15条 (保険契約の無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第16条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条 (重大事由による解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。)を解除することができます。

(3) (1) または(2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第19条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第6条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率と

の差に基づき計算した保険料を返還しまたは請求します。

(2) 第10条(通知義務)(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未經過期間(危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還しまたは請求します。

(3) 保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り)は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1) または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定により当社がこの保険契約を解除することができるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害には適用しません。

(6) (1) および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知して承認を請求し、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未經過期間(条件を変更する時以降の期間をいいます。)に対する保険料を返還しまたは請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して保険契約者とその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条 (保険料の返還一無効または失効の場合)

(1) 第15条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効した場合は、当社は、未經過期間(失効した時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条 (保険料の返還一取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条 (保険料の返還一解除の場合)

(1) 第6条(告知義務)(2)、第10条(通知義務)(2)もしくは(6)、第18条(重大事由による解除)(1)または第20条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未經過期間(解除の時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、保険料から既経過期間(保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。)に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、貸金または入場者等に対する割合によって定められたものであるときは、第14条(保険料の精算)(3)の規定に基づいて保険料を精算します。

第24条 (先取特権一法律上の損害賠償金)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者(以下「被害者」といいます。)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(第2条(損害の範囲)①の損害に対するもの)に限りません。以下この条において同様とします。)について先取特権を有します。

(2) 当社が第2条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限りません。

- ① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当社から被保険者に支払う場合(被保険者が弁済した金額を限度とします。)
- ② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当社から直接、被害者に支払う場合
- ③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先

取特権を行使したことにより、当社社から直接、被害者に支払う場合

- ④被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当社社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第25条（保険金の請求）

- (1) 被保険者の保険金請求権は、第2条（損害の範囲）①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
- ①第2条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条（保険金を支払う場合）の損害の額が確定した時
- ②第2条②から⑤までの損害に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社社が求めるものを保険証券に添えて当社社に提出しなければなりません。
- ①保険金の請求書
- ②被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
- ③被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ④被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ⑤第2条②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書
- ⑥その他当社社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社社が交付する書面等において定められたもの
- (4) 当社社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当社社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければならない。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(4)に規定する義務に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社社は、それによって当社社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

- (1) 当社社は、被保険者が前条（3）に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複

数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ①(1)①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）
- 180日
- ②(1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第27条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき金額または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害の額を超えるときは、当社社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第28条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当社社に移転します。

- ①当社社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ②①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社社に移転する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当社社に協力するために支出した費用は、当社社の負担とします。

第30条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条（準拠法）

この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表（短期料率表）

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
既経過期間	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	1年 まで
短期料率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

生産物特別約款 (中小企業製造物責任制度対策協議会用)

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、次のいずれかの事由に起因して日本国内において発生した他人の身体の障害または財物の損壊 (以下「事故」といいます。) について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- ①被保険者が生産または販売し、かつ被保険者の占有を離れた加入者証記載の財物 (以下「生産物」といいます。)
 - ②被保険者が行った加入者証記載の仕事 (以下「仕事」といいます。) の結果
- (2) 当社は、(1) の事故に起因する損害賠償請求(以下「請求」といいます。) が保険証券記載の保険期間 (以下「保険期間」といいます。) 中に日本国内においてなされた場合に限り、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
中小企業者	中小企業基本法第2条各号が定める中小企業者を行います。
被保険者	中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する団体 (その団体の下部団体を含みます。) の会員 (以下「会員」といいます。) である中小企業者であって、保険証券にその名称が記載された者を行います。ただし、次の者については、当社は、保険期間の末日またはこの保険契約を脱退する旨の書面による意思表示を当社がその者から受領した日のいずれか早い日まで、その者を会員である中小企業者とみなして被保険者に含めます。 ア. 保険期間中に中小企業者に該当しなくなった者 イ. 保険期間中に会員でなくなった者。ただし、保険加入の時以前1年以上にわたって会員であった者またはこの保険契約の更新前の契約において被保険者であった者に限ります。
加入申込み	この保険契約の被保険者となることを希望する者が、その旨を加依頼書によって保険契約者を通じて当社に申し出ることを行います。
保険加入	加入申込みを当社が承認し、申込人がこの保険契約の被保険者となることを行います。
週及日	被保険者が、中小企業製造物責任制度対策協議会用または全国商工会議所PL団体保険制度用の保険約款に基づく生産物賠償責任保険契約 (以下「協議会契約」といいます。) において被保険者となった最初の日を行います。ただし、協議会契約において被保険者となった最初の日からこの保険契約の保険期間の初日までの間に非加入期間がある場合において、その非加入期間が保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によって生じたものであるときは、非加入期間が終了した日をいうものとします。
非加入期間	被保険者が協議会契約の被保険者でなかった期間を行います。
仕事の目的物	仕事が行われた対象物すべてを行います。
回収等の措置	生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物についての回収、検査、修理、交換その他の適切な措置を行います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、普通保険約款第7条 (保険金を支払わない場合) および第8条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ①保険証券に記載された週及日より前に発生した事故
 - ②仕事の終了 (仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡

しとします。) または放棄の前に発生した事故

- ③保険契約締結時、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が被保険者に対して請求がなされるおそれがあることを知っていた場合 (知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。) は、その請求の原因となった事由
- ④被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または遂行した仕事の結果
- ⑤次の財物の損壊、修理、交換または使用不能 (財物の一部のかまたは欠陥によるその財物の他の部分の損壊、修理、交換または使用不能を含みます。)
 - ア. 生産物
 - イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物 (作業が加えられるべきであった場合を含みます。)
 - ⑥次の生産物について意図または期待された効能の不発揮
 - ア. 医薬品、医薬部外品または医療機器
 - イ. 農薬
 - ウ. 食品
 - ⑦被保険者が仕事を行った場所に放置または遺棄した機械、装置または資材
- (2) 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、当社は、一切の損害 (ただし、その訴訟を提起した者に係る部分に限りません。) に対して、保険金を支払いません。

第4条 (回収等の措置の実施義務)

- (1) 被保険者は、事故の発生またはそのおそれを知った場合は、事故の拡大または発生 (同種の事故の発生を含みます。) を防止するため、遅滞なく、回収等の措置を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく (1) に規定する義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当社は、回収等の措置を講じるために要した費用に対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

第5条 (請求原因の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、請求をなされるおそれのある事故またはその原因となる事由の発生を知った場合は、その事故または事由の具体的な状況を遅滞なく当社に書面により通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が (1) の通知を行った場合において、その事故または事由に起因して保険期間終了後5年以内に被保険者に対する請求がなされたときは、その請求は、第7条 (1請求の定義) の規定が適用される場合を除き、この保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします。ただし、この規定は、この保険契約が保険期間の末日までに失効しまたは解除された場合には適用しません。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく (1) の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条 (責任の限度)

- (1) 普通保険約款第4条 (責任の限度) (1) の規定にかかわらず、当社は、普通保険約款第2条 (損害の範囲) ①の法律上の損害賠償金については、1請求について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、被保険者ごとに保険証券に記載された1請求および保険期間中の支払限度額を限度とします。
- (2) この保険契約において当社が普通保険約款第2条①の法律上の損害賠償金について支払う保険金の総額は、すべての被保険者に対するものを合算して、保険証券記載の保険証券総支払限度額を限度とします。
- (3) 保険期間中に複数の被保険者が保険金請求を行う場合は、当社は、被保険者が普通保険約款第25条 (保険金の請求) (3) の手続きが完了した順に従って保険金を支払います。
- (4) 保険契約者が (2) の保険証券総支払限度額を増額する必要があると判断した場合は、保険契約者は、保険期間中または保険期間終了後60日以内にかぎり、増額を必要と判断した根拠を示す書類を添えて書面により当社にその増額を請求することができるものとします。当社がその請求を承認することは、当社は、保険契約者に対して追加保険料を請求し、保険契約者は、これを遅滞なく当社に

支払うものとします。

第7条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因する一連の請求は、請求の時もしくは場所または請求者の数にかかわらず、「1請求」とみなし、被保険者に対して最初の請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。

第8条（読替規定）

この保険契約においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第4条（責任の限度）（1）	1回の事故について	1請求について
第5条（保険責任の始期および終期）（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）、第18条（重大事由による解除）（3）ならびに第20条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（5）および（7）	発生した事故	なされた請求
第6条（告知義務）（3）③	事故による損害の発生前	請求がなされる前
第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	請求がなされた後

第9条（複数の被保険者に対する約款の適用）

（1）当会社は、これと異なる規定がある場合を除き、普通保険約款およびこの特別約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項の規定を被保険者ごとに個別に適用します。
（2）普通保険約款第16条（保険契約の取消し）の取消しまたは普通保険約款第6条（告知義務）（2）、第10条（通知義務）（2）もしくは（6）、第18条（重大事由による解除）（1）もしくは第20条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）の解除が一部の被保険者の事由または行為を原因としてなされる場合は、当会社は、これらの規定をその被保険者に係る部分に限り適用します。

第10条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

医薬品等に関する特約

（生産物特別約款（中小企業製造物責任制度対策協議会用）用）

第1条（適用の範囲）

この特約条項は、生産物特別約款（中小企業製造物責任制度対策協議会用）（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（1）の生産物または仕事（以下「生産物等」といいます。）が医薬品等またはその製造もしくは販売（小分けを含みます。）であるときに適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医薬品等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」といいます。）に規定される次のもの（人用であるか動物用であるかを問いません。）およびこれらの物の原材料、成分または部品等としての使用を予定されている財物をいいます。 ア. 医薬品 イ. 医薬部外品 ウ. 医療機器のうち、厚生労働大臣が医薬品医療機器等法の規定に基づき指定する特定医療機器および人体に植え込まれ、または埋め込まれるもの エ. 再生医療等製品
臨床試験	医薬品医療機器等法の規定に基づく承認を受けるために行われる臨床試験をいいます。
救済給付	医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金または葬祭料の給付をいいます。

第3条（事故発生時および損害賠償請求時のみならず）

（1）特別約款第1条（保険金を支払う場合）（2）に規定する損害賠償請求の原因となった身体の障害が発生した時を客観的に把握することができない場合は、身体の障害は、

被害者がその身体の障害について最初に医師の診察を受けた時に発生したものとみなします。

（2）医薬品等の副作用被害について被害者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法またはこれに準ずる法律の規定に基づく救済給付を受け、同機構またはこれに準ずる機関（以下「機構等」といいます。）が被害者の被保険者に対する損害賠償請求権を取得して代位行使した場合は、被保険者に対する損害賠償請求は、次のいずれか早い時になされたものとみなします。

- ①被害者が機構等に対して最初に救済給付を請求した時
- ②被害者が被保険者に対して最初に損害賠償を請求した時

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①次の医薬品等
ア. 臨床試験に提供される物
イ. 人または動物の妊娠に関する避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤または妊娠促進剤等
ウ. DES（ジエチルスチルベストロール系製剤）、トリアゾラムまたはL-トリプトファン
- ②次の身体の障害
ア. 後天性免疫不全症候群またはその病原体に感染していることにより生じた障害
イ. クロラムフェニコール系製剤によるとされる血液障害、アミノグリコサイド系製剤によるとされる聴力障害、筋肉注射によるとされる筋拘縮症、キノホルムによるとされるスモン、血糖降下剤によるとされる低血糖障害または体内移植用シリコンによるとされる障害
ウ. 妊娠の異常（流産、早産、死産等をいい、直接母体に与えた障害を含みません。）、卵子もしくは胎児の異常、損傷もしくは障害または生まれた子の先天的異常もしくは障害
- ③医薬品等の損壊
- ④医薬品等に期待される効能の不発揮
- ⑤保険契約締結時にすでに被保険者以外の者に対して提起されていた損害賠償請求訴訟において身体の障害または財物の損壊の原因として主張されていた事由（被保険者がその事実を知っていたかどうかを問いません。）

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

共同保険に関する特約

生産物特別約款（中小企業製造物責任制度対策協議会用）用

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険社が行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ①保険契約者からの保険契約申込書の受領ならびに保険契約者および被保険者に対する保険証券および加入者証等の発行・交付
- ②保険料の領収または返還
- ③賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（告知義務）（1）に規定する保険契約者からの告知に係る書類等の受領および同条（3）③に規定する保険契約者からの訂正の申出に係る書類等の受領および承認
- ④普通保険約款第10条（通知義務）（1）に規定する保険契約者からの変更の申出に係る書類等の受領
- ⑤普通保険約款第18条（重大事由による解除）（1）に規定する保険契約者に対する通知およびこの保険契約の解除ならびにその通知に係る書類等の受領
- ⑥生産物特別約款（中小企業製造物責任制度対策協議会用）（以下「特別約款」といいます。）第5条（請求原因の通知）（1）

に規定する保険契約者からの通知の受領

⑦その他①から⑥までに規定する事務または業務に付随する事項

第3条（取扱保険会社が行う事項）

取扱代理店（この保険契約への加入者に関して直接の事務を行う代理店をいいます。）を所管する取扱保険会社は、すべての引受保険会社のために次の事項を行います。

①この保険契約の被保険者となることを希望する者からの加入申込みに係る書類（以下「加入依頼書」といいます。）の受領

②普通保険約款第6条（告知義務）（1）に規定する被保険者からの告知に係る書類等の受領および同条（3）③に規定する被保険者からの訂正の申出に係る書類等の受領および承認

③普通保険約款第7条（調査）（2）の調査および請求

④普通保険約款第10条（通知義務）（1）に規定する被保険者からの変更の申出に係る書類等の受領

⑤保険金支払に関する次の事項。ただし、取扱保険会社が保険金支払に関する事務を前条の幹事保険会社に一任している場合を除きます。

ア. 普通保険約款第12条（事故の発生）（1）①、②または⑤の通知の受領

イ. 普通保険約款第25条（保険金の請求）（3）に規定する書類の受領

ウ. 損害査定および保険金の支払い

エ. 引受保険会社の権利の保全

⑥普通保険約款第14条（保険料の精算）（1）の資料の受領および（2）の書類の閲覧

⑦特別約款第5条（請求原因の通知）（1）に規定する被保険者からの通知の受領

⑧その他①から⑦までに規定する事務または業務に付随する事項

第4条（保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社または取扱保険会社が行った前条に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者または被保険者が幹事保険会社または取扱保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

限定補償リコール特約条項

（生産物特別約款（中小企業製造物責任制度対策協議会用）用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、生産物のかしに起因して重大事故が発生した場合において、被保険者が日本国内に存在するその生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害（注1）に対して、この特約条項により保険金を支払います。ただし、回収等の実施が、次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになった場合に限り、

①被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等（注2）

②回収等の実施についての行政庁の命令

（注1）生産物の回収等が被保険者以外の者によって実施され、かつ、被保険者がこれによって生じた第7条（損害の範囲）（1）①から⑧までの費用を法律上の損害賠償金として負担する場合は、被保険者がその損害賠償金を負担することによって被る損害を含みます。

（注2）文書による届出または報告等に限り、

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
生産物	特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する「生産物」（注1）またはそれを原材料、部品（注2）、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物（注1）をいい、これに付随して提供される景品を含みます。

重大事故	他人の生命、身体または財物に関する、次のいずれかに該当するものをいいます。 ①死亡または後遺障害 ②傷害または疾病であって、治療に要する期間（傷害を被った日または発病日から治癒するまでに要した期間をいいます。）が30日以上であるもの ③一酸化炭素中毒 ④火災（各消防本部によって火災と認定されたものに限り、）による財物の焼損
回収等	重大事故の拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。
回収決定	被保険者または回収等実施者が、生産物の回収等の実施およびその時期・方法を決定することをいいます。
回収等実施者	生産物の回収等を実施する者（注3）をいいます。
回収生産物	回収等の対象となる生産物をいいます。
代替品	回収生産物と引換えに給付される生産物をいいます。
リコール特約付保険契約	この保険契約の被保険者を被保険者とする保険契約であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. この特約条項が付帯された普通保険約款および特別約款に基づく保険契約 イ. 充実補償リコール特約が付帯された普通保険約款および特別約款に基づく保険契約。ただし、被保険者がこの特約条項または充実補償リコール特約が付帯された普通保険約款および特別約款に基づく保険契約において被保険者となった最初の日からこの保険契約の保険証券記載の保険期間の初日までの間に、非加入期間がある場合において、その非加入期間が、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人（注4）の故意または重大な過失によって生じたものであるときは、直近の非加入期間以前の保険契約を含みません。 ウ. リコール費用担保特約が付帯された普通保険約款および特別約款に基づく保険契約
継続契約	次のいずれかの保険契約をいいます。 ア. リコール特約付保険契約の保険期間の末日（注5）を保険期間の初日とするリコール特約付保険契約 イ. この特約条項、充実補償リコール特約またはリコール費用担保特約が付帯された普通保険約款および特別約款に基づく保険契約において被保険者となった最初の日からこの保険契約の保険証券記載の保険期間の初日までの間に、非加入期間がある場合であって、その非加入期間が保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人（注4）の故意または重大な過失によって生じたものではないときは、その非加入期間の最終日を保険期間の初日とするリコール特約付保険契約
初年度契約	継続契約以外のリコール特約付保険契約をいいます。
普通保険約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
特別約款	生産物特別約款（中小企業製造物責任制度対策協議会用）をいいます。
充実補償特約	充実補償リコール特約条項（生産物特別約款（中小企業製造物責任制度対策協議会用）用）をいいます。
リコール費用担保特約	リコール費用担保特約（生産物特別約款（中小企業製造物責任制度対策協議会用）用）をいいます。
非加入期間	被保険者がこの特約条項または充実補償リコール特約が付帯された普通保険約款および特別約款に基づく保険契約において被保険者でなかった期間をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

（注1）不動産を除きます。

（注2）添加物および資材を含みます。

（注3）被保険者を除きます。

（注4）保険契約者または被保険者が法人であるときは、その

理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。

(注5) その契約が保険期間の末日前に解除されていた場合は、その解除日とします。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人 (注1) の故意または重大な過失による重大事故の発生
 - ② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人 (注1) の故意または重大な過失による法令違反
 - ③ 戦争 (注2)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
 - ④ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人 (注1) 以外の者による脅迫行為または加害行為
 - ⑤ 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
 - ⑥ 消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
 - ⑦ 次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 (注3)
 - ア. 核燃料物質 (注4)
 - イ. 核原料物質
 - ウ. 放射性元素
 - エ. 放射性同位元素
 - オ. ア. からエ. までのいずれかにより汚染された物 (注5)
 - ⑧ 生産物の修理 (注6) または代替品のかし
 - ⑨ 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物の回収等
 - ⑩ 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任
- (2) 保険証券記載の保険期間が開始した場合においても、保険証券記載の保険期間の開始時から保険料を領収する時までの間において、保険契約者または被保険者が重大事故の発生もしくはそのおそれを知ったとき (注7) または回収決定がなされたときは、当会社は、その回収等によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) この特約条項において、普通保険約款第7条 (保険金を支払わない場合)、第8条 (保険金を支払わない場合) および特別約款第3条 (保険金を支払わない場合) ならびに第4条 (回収等の措置の実施義務) (3) の規定は、適用しません。
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。
- (注2) 宣戦の有無を問いません。
- (注3) 放射能汚染または放射線障害を含みます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 第1条 (保険金を支払う場合) に規定する生産物の回収等による修理を含みます。
- (注7) 知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第4条 (回収決定の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、回収決定後 (注1)、次の事項をすみやかに当会社に書面により通知しなければなりません。

- ① 回収決定日
- ② 回収等の開始予定日
- ③ 回収等の方法
- ④ 回収生産物の種類・型式等
- ⑤ 回収生産物の製造・販売等の数量
- ⑥ その他当会社が必要と認める事項

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく (1) の規定に違反した場合または知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 生産物の回収等が回収等実施者によって実施される場合は、回収決定を知った後とします。

第5条 (保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、特別約款第1条 (保険金を支払う場合)
- (2) の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、保険証券記載の保険期間中に当会社に対して前条 (1) に規定する通知を行った場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が次のいずれかの保険契約の保険期間の開始時よりも前に回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことを知ったとき (注1) は、当会社は、保険金を支払いません。

- ① この保険契約が初年度契約である場合は、この保険契約
 - ② この保険契約が継続契約である場合は、初年度契約
- (注1) 知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条 (約定支払限度期間)

この特約条項において、当会社が保険金を支払う第1条 (保険金を支払う場合) の損害は、第4条 (回収決定の通知) (1) に規定する通知が行われた日以後1年以内に被保険者が費用を負担することによって被る損害 (注1) に限ります。

(注1) 生産物の回収等が被保険者以外の者によって実施される場合は、回収決定日以後1年以内に回収等実施者に生じた費用について、被保険者が損害賠償金を負担することによって被る損害とします。

第7条 (損害の範囲)

(1) この特約条項において、当会社が保険金を支払う第1条 (保険金を支払う場合) の損害の範囲は、次に掲げるもののうち生産物の回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用であって、生産物の回収等の実施を目的とするものに限ります。

- ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 (注1)
- ③ 回収生産物か否かまたはかしの有無について確認するための費用
- ④ 回収生産物または代替品の輸送費用
- ⑤ 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- ⑥ 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 (注2)
- ⑦ 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等 (注2)
- ⑧ 回収生産物の廃棄費用

(2) (1) に規定する費用には、次のものを含みません。

- ① 他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ② 回収生産物その他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ③ 回収等のかしまたは技術の拙劣等により通常回収等の費用以上に要した費用
 - ④ 正当な理由なく、通常回収等の費用以上に要した費用
 - ⑤ 生産物の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常回収等の費用以上に要した費用
- (3) 生産物と他の財物の回収等が同時に実施された場合において、それぞれによって生じた費用を区分することが困難であると認められるときは、(1) ①、②、③、⑥または⑦の費用は、生産物のみによって生じたものとみなします。

(注1) 次の費用を含みます。

- ア. 文書の作成費および封筒代
- イ. 被保険者または回収等実施者が電話、ファクシミリ、郵便等による通信を行うための費用またはこれを第三者に委託するために負担する費用

(注2) 回収生産物の修理または代替品の製造もしくは仕入にかかるものを除きます。

第8条 (保険金の額および責任の限度)

(1) 当会社は、普通保険約款第4条 (責任の限度) の規定にかかわらず、1回の生産物の回収等について、次の式により算出される金額を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{損害の額 (注1)} \times \text{縮小支払割合}$$

- (2) (1) の縮小支払割合は、「90%」とします。
- (3) この特約条項において、当会社が支払う保険金の額は、特別約款第6条 (責任の限度) (1) および (2) の規定にかかわらず、1被保険者に対して保険期間を通じて、加入者証のリコール特約欄記載の金額を限度とします。
- (4) この保険契約が継続契約の場合は、保険契約者または被保険者が回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことをこの保険契約の開始時より前に知ったとき (注2) は、当会社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

① この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額

- ②回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことを知った時（注3）のリコール特約付保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額
- (5) 保険証券記載の保険期間の途中で補償を変更する場合において、保険契約者または被保険者が回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことを変更の前に知ったときは、(4)の規定を準用します。
- (注1) 他人から回収した金額があるときは、この金額を控除した額とします。
- (注2) 知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (注3) 知ったと判断できる合理的な理由がある時を含みます。

第9条（1回の生産物の回収等）

特別約款第7条（1請求の定連）の規定にかかわらず、同一のかしを原因として実施した一連の生産物の回収等については、実施の時または場所にかかわらず、1回の生産物の回収等とみなします。

第10条（重大事故発生時等の手続）

- (1) 普通保険約款第12条（事故の発生）の規定にかかわらず、この特約条項において、回収決定の原因となる重大事故の発生またはそのおそれを保険契約者または被保険者が知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
- ①損害の発生および拡大の防止
既に発生した重大事故に係る損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講じること。また、回収決定の原因となる重大事故のおそれが生じたことを知った場合は、それに係る損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講じること。
- ②重大事故発生の通知
重大事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③重大事故の内容の通知
次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。
ア. 重大事故の状況
イ. 重大事故の発生の日時、場所または重大事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
ウ. 被害者の住所および氏名または名称
エ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
オ. 重大事故発生の原因となる生産物およびかしの内容ならびにその原因
- ④他の保険契約等の通知
他の保険契約等の有無および内容（注1）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
- ⑤訴訟の通知
損害賠償の請求（注2）についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合には、直ちに当会社に通知すること。
- ⑥請求権の保全等
他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑦損害賠償責任承認の事前承認
あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
- ⑧調査の協力等
①から⑦までのほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①	(1) ①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②	(1) ②から⑤までまたは⑧	(1) ②から⑤までまたは⑧の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③	(1) ⑥	他人に損害賠償の請求（注2）をすることによって取得することができたと認められる額
④	(1) ⑦	被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1) ③もしくは⑧に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- (注2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第11条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款第25条（保険金の請求）(1) および(2)の規定にかかわらず、この特約条項に係る保険金請求権は、下表の「保険金請求権が発生する時」欄に規定する時から発生し、「保険金請求権を行使できる時」欄に規定する時からこれを行使できるものとします。

	保険金請求権が発生する時	保険金請求権を行使できる時
第1条（保険金の支払う場合）の費用	第4条（回収決定の通知）(1)の通知が行われた日以後、第1条の損害が発生した時	
第1条（注1）の法律上の損害賠償金	重大事故による損害が発生した時	判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と回収等実施者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条（注1）の法律上の損害賠償金の額が確定した時

- (2) 保険金請求権は、(1)に規定する保険金請求権を行使できる時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (3) 普通保険約款第25条（保険金の請求）(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、下表に規定する書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	保険金の請求書
②	請求の内容が保険金を支払う場合に該当することを証明する書類（注1）
③	損害見積書
④	重大事故の原因もしくは状況または被害の程度もしくは金額を確認できる書類（注2）
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
⑥	被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
⑦	被保険者が保険金の請求をすることについて回収等実施者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
⑧	当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
⑨	①から⑧までのほか、当会社が普通保険約款第26条（保険金の支払時期）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (注1) 被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等の書類をいいます。
- (注2) 公の機関が発効する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真（注3）または図面、被害が生じた物の写真（注3）、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書（注4）、被害者の診断書、被害者の休業損害または逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類等をいいます。
- (注3) 画像データを含みます。
- (注4) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第12条（読替規定）

- (1) この特約条項において、普通保険約款および特別約款は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読替え前	読替え後
普通保険約款および特別約款	事故	重大事故（注1）

普通保険約款第24条(先取特権—法律上の損害賠償金)	被害者	回収等実施者
普通保険約款第26条(保険金の支払時期)(1)①	事故の原因、事故発生の状況、損害または損失発生の有無および被保険者に該当する事実	重大事故(注1)の原因、重大事故(注1)発生の状況、回収等の実施の状況、損害または損失発生の有無および被保険者に該当する事実

(注1) 重大事故またはそのおそれを知った時を、事故の発生の時とみなします。
(2) 普通保険約款第26条(2)の末尾に、次の事項を追加します。

「⑤回収生産物の構造・材質・機能等が複雑または特殊であり、修理費等の検証・確認を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合または1回の生産物の回収等においてその対象となる財物が多数かつ多種類となる場合において、(1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日」

第13条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

充実補償リコール特約条項

(生産物特別約款(中小企業製造物責任制度対策協議会用)用)

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が、生産物のかしに起因して日本国内に存在する生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害(注1)に対して、この特約条項により保険金を支払います。ただし、回収等の実施は、事故を発生させまたは発生させるおそれがある生産物に対してなされるものに限り、かつ、回収等の実施および事故の発生またはそのおそれが、次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになった場合に限りします。

①	被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等(注2)
②	被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告(注3)
③	回収等の実施についての行政庁の命令

(2) (1)の損害には、被保険者が、製造・販売等を行った生産物に生じた次の事由に起因して日本国内に存在するその生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害を含みます。また、これらの事由が生じた生産物は、事故を発生させるおそれがあるものとみなします。

①	消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限に関する表示漏れまたは表示誤り
②	「食品衛生法」、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」または「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」により禁止されている製品またはその原材料・部品・容器包装の製造・販売等
③	次の表示事項について、「食品表示法」に基づく「食品表示基準」に従った表示がされていないこと。 ア. 名称 イ. 保存の方法 ウ. 添加物 エ. 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 オ. 製造所又は加工所の所在地 カ. アレルゲン キ. L-フェニルアラニン化合物を含む旨 ク. 遺伝子組換え食品に関する事項 ケ. 乳児用規格適用食品である旨 コ. ア. からケ. までのほか、食品表示法施行以前に食品衛生法において定められていた表示事項
④	食品または医薬品への異物混入またはそのおそれ(注4)

(注1) 生産物の回収等が被保険者以外の者によって実施され、かつ、被保険者がこれによって生じた第7条(損害の

範囲)(1)①から⑬までのいずれかの費用を法律上の損害賠償金として負担する場合は、被保険者がその損害賠償金を負担することによって被る損害を含みます。

(注2) 文書による届出または報告等に限ります。

(注3) 回収生産物を使用または消費する者に対して、その生産物のかしまたは異物混入のおそれの存在、かまたは異物混入のおそれ起因する事故の発生またはそのおそれ、および回収等の実施について周知させる効果があるもので、事前に当会社が認めたものに限りします。インターネットのみによるものを含みません。

(注4) 異物混入脅迫を含みます。

第2条(用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
生産物	特別約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する「生産物(注1)またはそれを原材料、部品(注2)、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物(注1)をいい、これに付随して提供される景品を含みます。
事故	他人の身体の障害または財物(注3)の損壊をいいます。
回収等	事故の発生または拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。
異物混入	生産物(食品または医薬品に限ります。)に本来含有されるべきではないもの(食品および添加物を除きます。)が混入または付着することをいい、容器または包装の表示と内容物の相違を除きます。
異物混入脅迫	被保険者に対してなされる、異物混入を行う、または行ったとする内容の文面または口頭による脅迫行為をいいます。
回収決定	被保険者または回収等実施者が、生産物の回収等の実施およびその時期・方法等を決定することをいいます。
回収等実施者	生産物の回収等を実施する者(注4)をいいます。
回収生産物	回収等の対象となる生産物をいいます。
代替品	回収生産物と引換えに給付される生産物をいいます。
リコール特約付保険契約	この保険契約の被保険者を被保険者とする保険契約であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. この特約条項が付帯された普通保険約款および特別約款に基づく保険契約 イ. 限定補償リコール特約が付帯された普通保険約款および特別約款に基づく保険契約。ただし、被保険者がこの特約条項または限定補償リコール特約が付帯された普通保険約款および特別約款に基づく保険契約において被保険者となった最初の日からこの保険契約の保険証券記載の保険期間の初日までの間に、非加入期間がある場合において、その非加入期間が、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人(注5)の故意または重大な過失によって生じたものであるときは、直近の非加入期間以前の保険契約を含みません。 ウ. リコール費用担保特約が付帯された普通保険約款および特別約款に基づく保険契約
継続契約	次のいずれかの保険契約をいいます。 ア. リコール特約付保険契約の保険証券記載の保険期間の末日(注6)を保険期間の初日とするリコール特約付保険契約 イ. この特約条項、限定補償リコール特約またはリコール費用担保特約が付帯された普通保険約款および特別約款に基づく保険契約において被保険者となった最初の日からこの保険契約の保険証券記載の保険期間の初日までの間に、非加入期間がある場合であって、その非加入期間が保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人(注5)の故意または重大な過失によって生じたものではないときは、その非加入期間の最終日を保険期間の初日とするリコール特約付保険契約
初年度契約	継続契約以外のリコール特約付保険契約をいいます。

普通保険約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
特別約款	生産物特別約款（中小企業製造物責任制度対策協議会用）をいいます。
限定補償	限定補償リコール特約条項（生産物特別約款（中 リコール リコール費用担保特約（生産物特別約款（中小企 業製造物責任制度対策協議会用）用）をいいます。
非加入期間	被保険者がこの特約条項または限定補償リコール 特約が付帯された普通保険約款および特別約款に 基づく保険契約において被保険者でなかった期間 をいいます。
信頼回復 広告費用	回収等の実施によって失われた被保険者または回収 等実施者の信頼を回復させることを直接の目的 として行われる広告宣伝活動のための必要かつ有 益な費用をいいます。ただし、回収等の実施の有 無にかかわらず通常要する費用を除きます。
在庫品 廃棄費用	回収生産物と同種の財物であって、被保険者また は回収等実施者の占有を離れていないものに関す る次のいずれかの費用をいいます。 ア. 廃棄するための費用 イ. 製造原価または仕入原価
コンサルテ ィング費用	事故に関する事実確認・調査を行うため、または 回収方法もしくは広告宣伝活動の方法を策定する ために実施されたコンサルティングの対価として の費用をいいます。ただし、当会社の書面による 同意を得て被保険者が負担するものに限ります。
他の保険契 約等	第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償 する他の保険契約または共済契約をいいます。

- (注1) 不動産を除きます。
(注2) 添加物および資材を含みます。
(注3) 生産物を除きます。
(注4) 被保険者を除きます。
(注5) 保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理
事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。
(注6) その契約が保険期間の末日前に解除されていた場合は、
その解除日とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 次の財物が生産物またはその原材料、部品（注1）、容
器もしくは包装である場合は、当会社は、そのかしに起因
する生産物の回収等によって生じた損害に対しては、保険
金を支払いません。

① 自動車、原動機付自転車、自転車
② 電池、ACアダプターまたは充電器
③ チャイルドシート
④ 血液製剤
⑤ たばこまたは電子たばこ
⑥ 武器
⑦ 航空機

- (2) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次
の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いま
せん。

① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（注2） の故意または重大な過失による事故の発生またはそのおそ れ
② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（注2） の故意または重大な過失による法令違反
③ 戦争（注3）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
④ 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、 変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
⑤ 消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定め て製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
⑥ 次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂 等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作 用（注4） ア. 核燃料物質（注5） イ. 核原料物質 ウ. 放射性元素 エ. 放射性同位元素 オ. ア.からエ.までのいずれかにより汚染された物（注6）

⑦ 生産物の修理（注7）または代替品のかしまたは異物混入 のおそれ
⑧ 牛海綿状脳症（BSE）もしくは「感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症ま たはそれらのおそれ
⑨ 次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ もしくは表示誤り、または次の者による脅迫行為もしくは 加害行為 ア. 被保険者 イ. ア.に規定する者が法人である場合は、その理事、取 締役その他法人の業務を執行する機関
⑩ 生産物の効能・性能に関する不当な表示（注8）または虚 偽の表示
⑪ 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有 を離れた生産物の回収等
⑫ 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠 償責任

- (3) 保険証券記載の保険期間が開始した場合においても、保
険証券記載の保険期間の開始時から保険料を領収する時ま
での間において、保険契約者または被保険者が事故の発生
もしくはそのおそれを知ったとき（注9）または回収決定
がなされたときは、当会社は、その回収等によって生じた
損害に対しては、保険金を支払いません。

- (4) この特約条項において、普通保険約款第7条（保険金を
支払わない場合）、第8条（保険金を支払わない場合）お
よび特別約款第3条（保険金を支払わない場合）ならびに
第4条（回収等の措置の実施義務）（3）の規定は、適用
しません。

(注1) 添加物および資材を含みます。

(注2) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その
理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいま
す。

(注3) 宣戦の有無を問いません。

(注4) 放射能汚染または放射線障害を含みます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する生産
物の回収等による修理を含みます。

(注8) 実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。

(注9) 知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みま
す。

第4条（回収決定の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、回収決定後（注1）、次
の事項をすみやかに当会社に書面により通知しなければな
りません。

① 回収決定日
② 回収等の開始予定日
③ 回収等の方法
④ 回収生産物の種類・型式等
⑤ 回収生産物の製造・販売等の数量
⑥ その他当会社が必要と認める事項

- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく（1）の規
定に違反した場合または知っている事実を告げずもしくは
事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによっ
て当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いま
す。

(注1) 生産物の回収等が回収等実施者によって実施される場
合は、回収決定を知った後とします。

第5条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、特別約款第1条（保険金を支払う場合）
（2）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者
が、保険証券記載の保険期間中に当会社に対して前条
（1）に規定する通知を行った場合に限り、保険金を支払
います。

- (2) （1）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者
が次のいずれかの保険契約の保険期間の開始時よりも前に
回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生
じたことを知ったとき（注1）は、当会社は、保険金を支
払いません。

① この保険契約が初年度契約である場合は、この保険契約

② この保険契約が継続契約である場合は、初年度契約

(注1) 知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みま
す。

第6条 (約定支払限度期間)

この特約条項において、当社が保険金を支払う第1条 (保険金を支払う場合) (1) の損害は、第4条 (回収決定の通知) (1) に規定する通知が行われた日以後1年以内に被保険者が費用を負担することによって被る損害 (注1) に限ります。

(注1) 生産物の回収等が被保険者以外の者によって実施される場合は、回収決定日以後1年以内に回収等実施者に生じた費用について、被保険者が損害賠償金を負担することによって被る損害とします。

第7条 (損害の範囲)

(1) この特約条項において、当社が保険金を支払う第1条 (保険金を支払う場合) (1) の損害の範囲は、次に掲げるもののうち生産物の回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用であって、生産物の回収等の実施を目的とするものに限ります。

① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 (注1)
③ 回収生産物か否かまたはかしの有無について確認するための費用
④ 回収生産物の修理費用
⑤ 代替品の製造原価または仕入原価
⑥ 回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価 (注2)
⑦ 回収生産物または代替品の輸送費用
⑧ 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
⑨ 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
⑩ 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等
⑪ 回収生産物の廃棄費用
⑫ 信頼回復広告費用
⑬ 在庫品廃棄費用
⑭ コンサルティング費用

(2) (1) に規定する費用には、次のものを含まません。

① 事故について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
② 回収生産物その他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
③ 回収等のかしまたは技術の拙劣等により通常の回収等の費用以上に要した費用
④ 正当な理由なく、通常の回収等の費用以上に要した費用
⑤ 生産物の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収等の費用以上に要した費用

(3) 生産物と他の財物の回収等が同時に実施された場合において、それぞれによって生じた費用を区分することが困難であると認められるときは、(1) ①、②、③、⑨、⑩または⑭の費用は、生産物のみによって生じたものとみなします。

(注1) 次の費用を含みます。

ア. 文書の作成費および封筒代

イ. 被保険者または回収等実施者が電話、ファクシミリ、郵便等による通信を行うための費用またはこれを第三者に委託するために負担する費用

(注2) 被保険者または回収等実施者の利益を控除した後の金額とします。

第8条 (保険金の額および責任の限度)

(1) 当社は、普通保険約款第4条 (責任の限度) の規定にかかわらず、1回の生産物の回収等について、次の式により算出される金額を支払います。

$\text{保険金の額} = \text{損害の額 (注1)} \times \text{縮小支払割合}$
--

(2) (1) の縮小支払割合は、第7条 (損害の範囲) (1) ⑬および⑭の費用については「100%」とし、それ以外の費用については「90%」とします。

(3) 第7条 (1) ⑩および⑬の費用について当社が支払う保険金の額は、それぞれ次の金額を限度とします。

費用	支払限度額
第7条 (1) ⑩の費用	1回の生産物の回収等・保険期間中につき、500万円
同⑬の費用	1回の生産物の回収等・保険期間中につき、200万円

(4) この特約条項において、当社が支払う保険金の額は、特別約款第6条 (責任の限度) (1) および (2) の規定にかかわらず、1被保険者に対して保険期間を通じて、

(3) の規定により支払う保険金の額を含めて、加入者証のリコール特約欄記載の金額を限度とします。

(5) この保険契約が継続契約の場合は、保険契約者または被保険者が回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことをこの保険契約の開始時より前に知ったとき (注2) は、当社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

① この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額
② 回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことを知った時 (注3) のリコール特約付保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額

(6) 保険証券記載の保険期間の途中で補償を変更する場合において、保険契約者または被保険者が回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことを変更の前に知ったときは、(5) の規定を準用します。

(注1) 他人から回収した金額があるときは、この金額を控除した額とします。

(注2) 知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) 知ったと判断できる合理的な理由がある時を含みます。

第9条 (1回の生産物の回収等)

(1) 同一のかしまたは異物混入のおそれを原因として実施した一連の生産物の回収等については、実施の時または場所にかかわらず、事故のおそれを含めて1回の生産物の回収等とみなします。

(2) 同一の者もしくは集団による脅迫行為もしくは加害行為による一連の生産物の回収等または既に発生した脅迫行為もしくは加害行為の模倣と当社が判断する事由による一連の生産物の回収等は、実施の時または場所にかかわらず、1回の生産物の回収等とみなします。

第10条 (事故発生時等の手続)

(1) 普通保険約款第12条 (事故の発生) の規定にかかわらず、この特約条項において、回収決定の原因となる事故の発生またはそのおそれを保険契約者または被保険者が知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	既に発生した事故に係る損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講じること。また、回収決定の原因となる事故のおそれが生じたことを知った場合は、それに係る損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講じること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 被害者の住所および氏名または名称 エ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 オ. 事故発生の原因となる生産物およびかしまたは異物混入のおそれの内容ならびにその原因
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容 (注1) について、遅滞なく、当会社に通知すること。

⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求（注2）についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合には、直ちに当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 損害賠償責任承認の事前承認	あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
⑧ 警察署または行政庁への届出	回収決定の原因となる脅迫行為または加害行為が生じたことを知った場合は、その日より14日以内にその事実について警察署または行政庁に届出を行うこと。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① (1) ①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② (1) ②から⑤までまたは⑧、⑨	(1) ②から⑤までまたは⑧もしくは⑨の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ (1) ⑥	他人に損害賠償の請求（注2）をすることによって取得することができたと認められる額
④ (1) ⑦	被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1) ③もしくは⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(注2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第11条（保険金の請求）

(1) 普通保険約款第25条（保険金の請求）（1）および(2)の規定にかかわらず、この特約条項に係る保険金請求権は、下表の「保険金請求権が発生する時」欄に規定する時から発生し、「保険金請求権を行使できる時」欄に規定する時からこれを行使できるものとします。

	保険金請求権が発生する時	保険金請求権を行使できる時
第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用	第4条（回収決定の通知）(1)の通知が行われた日以後、第1条（1）の損害が発生した時	
第1条(1)(注1)の法律上の損害賠償金	事故による損害が発生した時	判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と回収等実施者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条（1）(注1)の法律上の損害賠償金の額が確定した時

(2) 保険金請求権は、(1)に規定する保険金請求権を行使できる時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(3) 普通保険約款第25条（保険金の請求）(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、下表に規定する書類または証拠のうち、当社が求めるもの

を当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書
② 請求の内容が保険金を支払う場合に該当することを証明する書類（注1）
③ 損害見積書
④ 事故の原因もしくは状況または被害の程度もしくは金額を確認できる書類（注2）
⑤ 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
⑥ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
⑦ 被保険者が保険金の請求をすることについて回収等実施者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
⑧ 当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
⑨ ①から⑧までのほか、当社が普通保険約款第26条（保険金の支払時期）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等の書類をいいます。

(注2) 公の機関が発効する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真（注3）または図面、被害が生じた物の写真（注3）、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書（注4）、被害者の診断書、被害者の休業損害または逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類等をいいます。

(注3) 画像データを含みます。

(注4) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

第12条（読替規定）

(1) この特約条項において、普通保険約款および特別約款は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読替え前	読替え後
普通保険約款および特別約款	事故	事故（注1）
特別約款第6条（責任の限度）	1 請求	1 回の生産物の回収等
普通保険約款第24条（先取特権—法律上の損害賠償金）	被害者	回収等実施者
普通保険約款第26条（保険金の支払時期）(1) ①	事故の原因、事故発生の状況、損害または損失発生の有無および被保険者に該当する事実	事故（注1）の原因、事故（注1）発生の状況、回収等の実施の状況、損害または損失発生の有無および被保険者に該当する事実

(注1) 事故のおそれを含みます。事故またはそのおそれを知った時を、事故の発生の時とみなします。

(2) 普通保険約款第26条（2）の末尾に、次の事項を追加します。

「⑤ 回収生産物の構造・材質・機能等が複雑または特殊であり、修理費等の検証・確認を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合または1回生産物の回収等においてその対象となる財物が多数かつ多種類となる場合において、(1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日」

第13条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

保険料不精算特約

生産物特別約款（中小企業製造物責任制度対策協議会用）用

第1条（保険料算出の基礎）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（用語の定義）の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる「売上高」とは、加入申込みの時点で把握可能な最近の会計年度（1年間）において、被保険者が日本国内において販売も

しくは提供した生産物または行った仕事の税込対価の総額をいいます。

- (2) 被保険者が事業を開始してから1年未満であること等により、加入申込みの時点で、(1)に規定する「売上高」を把握できる期間が1年に満たない場合は、(1)の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる「売上高」は、保険期間の初日が属する会計年度(1年間)において、被保険者が日本国内において販売もしくは提供する生産物または行う仕事の税込対価の総額についての事業計画上の見込み額とします。

第2条 (保険料の不精算)

当社は、この保険契約においては、普通保険約款第14条(保険料の精算)(1)および(3)の規定を適用しません。

第3条 (保険金計算の特例)

当社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した売上高が第1条(保険料算出の基礎)に規定する売上高の金額に不足していたときは、申告金額に基づく保険料と実際の金額に基づく保険料との割合により保険金を削減して支払います。

第4条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および生産物特別約款(中小企業製造物責任制度対策協議会用)ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

原子力危険不担保特約条項

- (1) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害(放射能汚染または放射線障害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。

- ①核燃料物質(使用済燃料を含みます。)
- ②核原料物質
- ③放射性元素
- ④放射性同位元素
- ⑤①から④までのいずれかにより汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)

- (2) (1)の規定は、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)については、その使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害に限り、適用しません。ただし、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合を除きます。

専門職業危険不担保特約条項

当社は、この保険契約に適用される特別約款または特約条項にこれと異なる規定がある場合を除き、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為(法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。)
- ②美容整形、医学的墮胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為(法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。)
- ③薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
- ④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
- ⑤建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

汚染危険不担保特約条項

第1条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出(以下「排出等」といいます。)に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のすべての条件に該当する場合を除きます。

- ①排出等が不測であること。
 - ②排出等の原因となる事故(以下「事故」といいます。)が突発的に発生したこと。
 - ③排出等が急激であること。
 - ④事故が発生してから7日以内に被保険者が排出等を発見し、かつ21日以内に賠償責任保険普通保険約款第12条(事故の発生)(1)①に規定する事項を当会社に通知すること。
- (2) (1)の「汚染物質」とは、生物(人体を含みます。)に有害な物質、または土壌、大気もしくは水の汚染の原因となる物質をいいます。なおこれらの物質には、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油、廃棄物(再生利用のための物質を含みます。)等を含みます。

第2条 (汚染浄化費用の取扱い)

- (1) 当社は、汚染浄化費用またはこれによる損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、前条(1)ただし書の場合において、被保険者が他人に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。
- (2) (1)の「汚染浄化費用」とは、その名称が何であるかにかかわらず、汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要するすべての費用をいいます。

石綿損害等不担保特約条項

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ②石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性

-MEMO-

